

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令について

1. 概 要

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という。）は、石油又は高圧ガスが大量に取り扱われる地区を石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として指定し、特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等を図っている。

石油・高圧ガス等を大量に貯蔵、取り扱い又は処理を行う事業所（以下「特定事業所」という。）を設置している者（以下「特定事業者」という。）は、直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクがある場合、当該特定事業所の自衛防災組織に、大容量泡放射システムを備えなければならないとされている（法第 16 条第 4 項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 1 項及び第 3 項）。

そして、2 つ以上の特別防災区域にわたる区域であって、施行令第 22 条で定める区域に所在する特定事業所に係る特定事業者は、特定事業所の自衛防災組織の業務のうち大容量泡放射システムに関するものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができることとされており（法第 19 条の 2 第 1 項）、その区域は施行令別表第 3 に掲げる地区の区域とされている。

消防庁では、都道府県に対して石油コンビナート等防災体制の状況について毎年度調査を行っており、今年度の調査の結果、施行令別表第 3 に掲げる区域のうち、第五地区の清水地区において、直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクを有する特定事業者が存在しなくなったことにより、当該区域について広域共同防災組織を設置することができる区域として規定する必要がなくなったことが明らかとなったことから、施行令において所要の改正を行う。

(1) 広域共同防災組織を設置することができる区域の縮小

区分	地区名	改正内容	改正理由
第五地区	京浜臨海地区、根岸臨海地区、 <u>清水地区</u>	<u>区域の縮小</u> （清水地区の削除）	直径 34m 以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクの廃止

2. スケジュール

閣議 令和 5 年 10 月 24 日（火）
公布 令和 5 年 10 月 27 日（金）
施行 公布の日の翌日（令和 5 年 10 月 28 日（土））

3. 意見公募手続

本案は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 条第 2 項第 4 号に該当することから、意見公募手続は実施しない。